

令和2年7月3日

託送供給約款以外の供給条件の認可について

東北経済産業局から、下記の事業者による託送供給約款以外の供給条件の認可申請に関する、ガス事業法第177条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可すべきと考えられるため、別紙の通り東北経済産業局長に意見を回答いたしました。

記

仙台市ガス局

8000020041009

塩釜ガス株式会社

6370601000348

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20200703東北第5号
令和2年7月3日

東北経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年7月3日付け20200703東北第1号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。